

まえばし

水道局だより



イメージキャラクター「タンク君」

第24号

平成22年(2010年)2月1日 前橋市水道局発行
ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>



☎ 浄水課 231-3075へ

なることもあります。

10℃以下となり、積雪が1m以上に

寒い日には、最低気温がマイナス

1号水源での点検作業の様子です。

写真は、富士見町大洞地区の大洞

定供給に努めています。

冬季も定期的に施設の点検を行い安

な水を安心して利用できるように、

水道局では、皆さんが常に安全

安全でおいしい水
をお届けします。



あなたのお宅は漏水していませんか？

■水道の使用量が普段より多いと思ったら…漏水？

家族4人（大人2人、子供2人）の一般家庭の場合、2カ月の平均的な水道の使用量は35㎡から45㎡になります。

極端に水道使用量が増えた場合、漏水している可能性があります。詳しくは、検針の際にお渡ししている「水道使用量等のお知らせ」の「使用水量」、「前回水量」、「前年同月」の欄をご確認ください。日ごろから漏水の確認をしてみましょう。

水道使用量等のお知らせ	
お客様番号 0000-000000-00	検針番号 00000-000000
メーターID 13	メーター番号 0000-000000
住所 前橋市岩神町三丁目 13-15	
お客様氏名 水道 太郎	
使用期間 平成21年11月07日から	検針日 平成22年01月05日
検針日 平成22年01月05日	請求月 1月
今期検針 382㎡	
前期検針 (-)	382㎡
メーター増 (+)	0㎡
使用水量 30㎡	検針員 前橋
前回水量 36㎡	前年同月 31㎡
水道料金 3,311円	下水道使用料 2,961円
九九費他等 183円	141円
合計金額 6,272円	
請求期 口座の振替予定日は02月10日です。	

水道料金等徴収書（口座振替分）	
請求月 平成21年11月	使用水量 36㎡
水道料金 4,011円	下水道使用料 3,654円
九九費他等 190円	174円
合計金額 7,865円	
口座振替日 平成21年12月10日	
上記の金額を口座振替により徴収いたしました。ありがとうございます。	
前橋市水道局企業出納員	

使用水量、前回水量、前年同月水量をご確認ください。

■漏水の修繕について

公道に埋設されている水道管から宅地内に引き込まれた給水装置は水道メーターの部分を除き、すべてお客さまの所有物となります。

水道管の引き込み部分から水道メーターまでの間の給水装置で漏水が

生じた場合は、水道局が一部修繕費用を負担します。

水道メーターから先の建物内の給水装置で漏水が発生した場合は、お客さまのご負担で修繕をお願いします。

漏水を修繕するときは必ず市指定

の水道工事店

に修繕を依頼

してください。

市指定の

水道工事店以

外で修繕した

場合には、水

道料金及び下

水道使用料の

減額措置を受

けることはで

きません。市

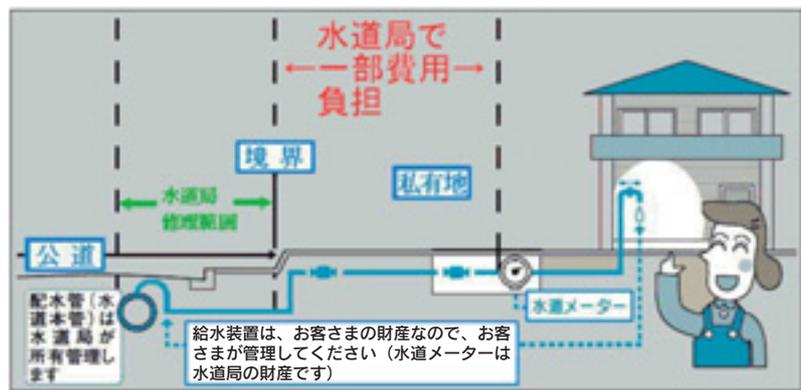
指定の水道工

事店一覧表は

前橋市水道局

ホームページ

に掲載してあ



〈簡単な漏水の確認方法〉

- 1 家庭内の水道の蛇口をすべて閉める。
- 2 水道メーターを確認
- 3 パイロットマーク（写真の赤丸部分）が少しでも回っていれば、漏水しています。



運営審議会

11月24日に第10回前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会が開催され、市長から委嘱状が交付されました。委員の任期は2年間で、公共的団体を代表する者、学識経験者、水道・公共下水道を使用する企業の代表者、公募による市民の計10人で構成され、会長には、前橋工科大学の尾崎教授が選出されました。

水道局では、今後も審議会で討議・検討された内容を尊重しながら事業の効率化を進め、水道水の安定供給や下水道の普及促進に努めていきます。

☎総務課 ☎898 - 3011へ



休日の水道局指定工事業者

2/7(日)	(有) 寺本設備 南町三丁目 ☎221-5011	太田建設(株) 粕川町女洲 ☎285-2046	(有) 桜澤水道 富士見町小暮 ☎288-3227
2/11(木)	下川工業(株) 力丸町 ☎265-0228	(有) 野口商店 柏倉町 ☎283-2651	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
2/14(日)	タナカ管業(有) 朝倉町一丁目 ☎290-3330	星野建設(株) 粕川町月田 ☎285-3530	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230
2/21(日)	(有) 内田設備工業 下細井町 ☎233-2739	(有) 野口商店 柏倉町 ☎283-2651	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669
2/28(日)	柏水工技研(株) 下沖町 ☎232-9297	太田建設(株) 粕川町女洲 ☎285-2046	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
3/7(日)	赤城管設(株) 小坂子町 ☎269-0144	(有) 石橋工業 樋越町 ☎283-5841	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230
3/14(日)	(有) 磯田興業 後閑町 ☎265-3309	(有) 大澤設備工業 横沢町 ☎283-5123	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669
3/21(日)	東部設備工業(株) 富田町 ☎268-1099	(有) スペースイン田村電機 馬場町 ☎283-4463	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
3/22(月)	(有) 青柳管工土木 東片貝町 ☎223-6741	(株) 志村工業 滝窪町 ☎283-5370	下田農機具店 富士見町時沢 ☎288-2070
3/28(日)	大場工業(株) 高井町一丁目 ☎251-3686	(有) 石橋工業 樋越町 ☎283-5841	(有) 小沢総合設備 富士見町小沢 ☎288-7552

ります。業者が分からない場合は、水道整備課までお問い合わせください。

■漏水修繕後の水道料金及び下水道

使用料の減額申請について

市指定の水道工事店に漏水の修繕を依頼した場合、水道料金及び下水道使用料の減額の申請をすることができます。所定の申請用紙に必要事項をご記入いただき、修理前後の写真を添付して、修理後2カ月以内に水道局お客様センターへ提出してください。

水道料金及び下水道使用料の減額になる条件と減額の基準については次のとおりです。

○減額の条件

- ・床下や壁の中、地下埋設部分など、通常では見えないところでの漏水であること
- ・適切な管理のもと、漏水を速やかに修理すること
- ・市指定の水道工事店へ修理を依頼すること
- ・料金などの滞納がないこと

○減額となる金額

- ・水道料金：漏水量（平常時の使用水量と比較して算出）の約半分に応じた料金の額
 - ・下水道使用料：漏水が下水道管に流入しなかった場合、漏水量に相当する使用料の全額
- 減額した料金について
減額申請が認められた場合には、減額した水道料金及び下水道使用料をお客さまが申請時に指定した金融機関の口座に返金します。

また、今後発生する水道料金及び下水道使用料に充てることもできます。なお、減額した料金を返金する時期については、普段の使用水量を算出してから減額する金額を計算するため、申請書を提出していただくから2カ月から3カ月ほどお時間をいただく場合があります。

☎漏水修繕工事については

水道整備課 ☎898 - 3033へ
漏水減額申請については
お客様センター
☎898 - 3300へ

水道局からのお知らせ

■検針にご協力ください

水道メーターを検針するため、2カ月に一度、検針員がお伺いしています。検針結果は、水道料金及び下水道使用料の算定基礎となりますので、正確に能率よく検針できるようご協力をお願いします。



犬は、出入口やメーターボックスから離してつないで歩いてください。



メーターボックスの上に、車や物が置いてある場合、移動をお願いします。



漏水をしていたら、水道工事店へすぐに修理を依頼して下さい。



料金のお支払いは、便利な口座振替でお願いします。

■引越しのときは忘れずに水道局へお届けを

引越しのときは、使用中止・使用開始の届け出が必要です。引越しが決まったら、下記事項を連絡してください。

- ①住所（水道使用場所） ②使用者の氏名 ③お客様番号 ④使用中止・開始日 ⑤中止のときは引越し先の住所 ⑥電話番号

連絡は、水道局お客様センターへ。水道局ホームページ、または、ぐんま電子申請等受付システムからも受け付けていますので、ご利用ください。

■水道の一時休止について

都合により、しばらく水道を使用しないときは、水道の使用契約を一時止めておくことができますので、お客様センターまでご連絡ください。

■水道料金などのお支払いは便利な口座振替で

口座振替の申し込みは、市内の金融機関、水道局、市役所2階水道局窓口、大胡・宮城・富士見支所の各総務課、粕川支所市民サービス課または検針員へ。ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接、ゆうちょ銀行の窓口で申し込みができます。

申し込みの際は、お客様番号が記載されている「水道使用量等のお知らせ」（または領収証書）、預貯金通帳、届け出印を用意して申し込んでください。

口座振替予定日は、検針月の翌月10日です。「水道使用量等のお知らせ」に口座振替予定日が記載してありますので、預貯金残高が不足しないよう、確認してください。

☎お客様センター☎898-3300へ

ご用意していただくもの

- ①お客様番号がわかるもの
(水道使用量等のお知らせなど) ②お届けの印鑑



- ③預貯金通帳



お問い合わせ・ご相談は 連絡先: 前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

水道料金・下水道使用料や支払い方法について	お客様センター	☎898-3300
水道の使用量や検針について	(委託先: ㈱ジーシー自治体サービス)	
水道の使用開始・中止の届け出	水道整備課	☎898-3033
道路上の漏水を見つけたとき		
赤水やにごり、水の出が悪いとき		
家庭内の水道設備については、直接水道局指定の業者へ (業者が分からない場合は、お問い合わせください)		
水道水の水質について	浄水課水質係	☎231-3075
下水道の受益者負担金・分担金について	下水道建設課	☎898-3063
下水道がつまったとき	下水道管理課	☎898-3074

●漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています。 ☎234-5511(代表)